

## **[事案 29-176] 損害賠償請求**

・平成 30 年 1 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

障害保険金の不支払いに関し、募集代理店の誤説明を理由に、損害の賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 23 年 4 月に契約した障害保険について、直腸がんによる人工肛門造設手術を受けたため、障害保険金を請求したところ、約款に定める障害状態に該当しないとして支払いを拒否されたが、本手術後、保険金請求前に代理店を通じて保険会社に照会したところ、支払われる旨の回答があったので、損害の賠償をしてほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本手術について、障害保険金が支払われると当社から確答したことはない。
- (2) 仮に代理店が誤説明をしたとしても、これにより生じた申立人の損害が不明であり、また、保険会社は代理店の使用者ではないため、責任を負うことはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき、審理を行った。申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、診断書の取得費用は保険会社から支払われており、他に申立人に損害が生じていないことから、損害賠償請求は認められず、また、申立人は、約款規定により障害保険金が支払われないことについて理解・納得していること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。